

○奈良っ子はぐくみ条例

令和四年三月三十日
奈良県条例第五十一号

奈良っ子はぐくみ条例をここに公布する。

奈良っ子はぐくみ条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策

第一節 子どもの健やかなはぐくみ(第八条—第十四条)

第二節 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援(第十五条・第十六条)

第三節 困難な状況にある子どもに対する支援(第十七条—第十九条)

第四節 子育て家庭に対する包括的な支援体制(第二十条)

第三章 その他の措置(第二十一条—第二十三条)

附則

全ての子どもは、権利の主体であり、社会を構成する大切な一員である。また、一人一人違う個性を有し、未来を切り拓く限りない可能性を秘めている。子どもは、社会における、多様な経験や様々な人との関わりを通じて、大人から守られているという安心感に包まれることで、自らを大切にされる存在であると感じるとともに、人を思いやる心を培い、安心して健やかに成長していく。

しかしながら、核家族化、地域における人間関係の希薄化等に伴い、子どもを見守る力が弱まっていることが、子育て家庭の孤立化及び子育てに関する不安又は負担の増大を招き、不適切な養育につながるなど、子どもが多くの大人から見守られ安全に安心して育つことができる環境が損なわれている。

このような状況に対処するため、私たちは、相互に連携し、協働して、かつ、社会全体で子どものはぐくみに取り組まなければならない。

ここに、本県で育つ全ての奈良っ子が日々喜びや感動にあふれ、将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携等並びに保護者、県民等及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む。
- 二 はぐくみ 大切に守るとともに、心身を成長させることをいう。
- 三 関係機関等 国その他の関係機関(市町村を除く。)及び関係団体等(子どものはぐくみに関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。)をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 五 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。
- 六 経済的に困窮している子育て家庭 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯であって、要保護者に子どもを含むもの
 - イ 子どもの保護者が児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給を受けている家庭
 - ウ 子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による給付金の支給又は貸付金の貸付けを受けている家庭
 - エ アからエまでに掲げるもののほか、県、市町村又は関係機関等から経済的支援その他の援助を受けている家庭

(基本理念)

第三条 子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮すること。
- 二 科学的知見に基づき、子どもの個性、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの成長の可能性を最大限に拡げることができるよう取り組むこと。
- 三 多様な主体が相互に連携を図りながら協力することにより、子どものはぐくみを社会全体で支えること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どものはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市町村及び関係機関等との連携及び協力)

第五条 県は、子どものはぐくみに関する施策を最も適切な環境の下で推進するため、市町村及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、必要に応じて県、市町村及び関係機関等による支援を活用しつつ、適切な環境において、愛情をもって子どもを養育するよう努めるものとする。

(県民等及び関係団体等の役割)

第七条 県民等及び関係団体等は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみについての理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第一節 子どもの健やかなはぐくみ

(乳幼児のはぐくみ)

第八条 県は、就学前の子どもの生活を取り巻く環境に応じて良質かつ適切な保育及び教育が提供されるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに地域の実情に応じた施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもが自己を大切な存在であると認識し、かつ、他者を尊重する精神を培うことができるよう、芸術、自然等に親しむ機会の提供、乳幼児期からの遊び及び運動の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(はぐくみの場の充実)

第九条 県は、子どもが地域において多様な経験を積み重ねることができるよう、文化芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動その他の体験活動の機会及び他の世代との交流の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが地域において安全に安心して交流し、及び遊ぶことができる場所の確保、学習支援活動等の取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における多様な活動を通じたはぐくみ)

第十条 県は、県民等が相互に交流し、及び連携して、食事の提供その他の地域における子どものはぐくみに関する活動を自主的かつ自立的に実施することができるよう、情報の提供、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相互に尊重し合う心を培うはぐくみ)

第十一条 県は、子どもが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合うことができるよう、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに育つことができる環境の整備、人材の育成、相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの意見の尊重)

第十二条 県は、子どもの意見が年齢及び発達の程度に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの抱える不安が解消されるよう、市町村及び関係機関等が適切に連携し、子どもからの相談に対応するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(男性の育児参画の促進)

第十三条 県は、男性の育児参画を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、県民等に対する啓発、男性に対する必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(社会全体によるはぐくみ)

第十四条 県は、県民等及び関係団体等の自主的かつ積極的な子どものはぐくみを推進し、社会全体で子どものはぐくみに取り組む気運の醸成を図るため、市町村と連携し、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

(子育て家庭に対する経済的支援等)

第十五条 県は、経済的に困窮している子育て家庭の経済的な負担の軽減及び経済的自立を図るため、各種の給付金の支給、貸付金の貸付けその他の経済的支援、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経済的に困窮している子育て家庭の保護者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発及び向上の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(母子家庭等に対する生活上の支援)

第十六条 県は、母子家庭等の保護者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、市町村及び関係機関等と連携し、生活上の支援を行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、母子家庭等の子どもの健やかな成長に必要な養育に要する費用の支払並びに父又は母と子どもとの面会及びその他の交流が適切に実施されるよう、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 困難な状況にある子どもに対する支援

(体罰によらない子育ての推進)

第十七条 県は、体罰を加えることのない子育てを推進するため、市町村と連携し、県民等及び関係団体等に対する啓発、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(児童虐待の予防等)

第十八条 県は、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援に資するよう、保護者に対する指導、市町村及び児童相談所における相談支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置し、関係機関が速やかに情報の交換その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるとともに、市町村が協議会を設置する場合にあっては、その円滑な運営の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(社会的養護が必要な子どものはぐくみ)

第十九条 県は、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもの健やかな成長に資するよう、児童養護施設、里親等の役割に関する理解の促進、社会的養護を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 子育て家庭に対する包括的な支援体制

第二十条 県は、子育て家庭が抱える様々な課題について、その実情に即した解決を図るため、市町村及び関係機関等が、支援を必要とする子育て家庭に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

(実施計画の策定)

第二十一条 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第二十二条 知事は、毎年度一回、実施計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、基本理念に基づき子どものはぐくみに関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。